

告示

埼玉県告示第千二百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

志木市柏町一丁目九百三十番十三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

中心市街地活性化のため各種取組に積極的に参画・協力を行うこと。

祭や伝統行事など、地域で行われる各種行事に対し、企画段階から参画し、行事等を実施する自治会をはじめとする各種団体に対し、可能な限り活動場所の提供や従業員による協力を行うこと。

地域のコミュニティスペースの提供を行うこと。

退店、撤退時期やその後の対応策等について、可能な限り早期に情報提供を行うこと。

志木市商工会は、商店会をサポートし、地域全体の商業活性化を推進する団体であり、トステムビバ株式会社は地域を形作る事業者の一員であることを自覚し、テナント事業者を含め、志木市商工会に加入し、地域と連携して地域経済の活性化に取り組むこと。

地域の事業者として地域経済の活性化に貢献するという視点から、商店会等が取り組む共同売出し等の共同事業への企画段階から参画や実施時のスペースの提供、地域の環境整備などの協力を行うこと。

各店舗の販売商品や、店舗の清掃・廃棄物の処理・警備、広告印刷や使用する事務用品などの間接部門においては、地域経済を活性化するため、志木市内の事業所ひいては志木市商工会会員事業所との取引を適正価格で最優先に努めること。

「地域と協働」できる販売形態・小売価格への配慮に努めること。

志木市内商工業者を対象とする説明会の実施を要望する。

二 縦覧期間

平成二十二年九月七日から平成二十二年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター